

建設工事における最低制限価格の取扱いについて（長与町）

本町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事をいう。」）の最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととします。

なお、平成29年4月19日付 29長与契財第2号で通知した「建設工事における最低制限価格制度の取扱いについて」を下記のとおり変更します。

1. 対象工事

長与町が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。）

2. 最低制限設計価格(税抜き)の算出

(1) 最低制限設計価格（税抜き。以下同じ）は、設計金額（税抜き。以下同じ）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、設計金額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額に4分の3を乗じて得た額に満たない場合にあっては4分の3を乗じて得た額

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず、契約ごとに4分の3から10分の9.2までの範囲内で契約担任者の定める割合を設計金額に乗じて得た額

3. 最低制限価格(税抜き)

上記2で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。

4. 数値の取扱い

最低制限価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

5. 施行期間

令和4年4月1日以降に公告又は入札執行通知する工事から当分の間施行する。